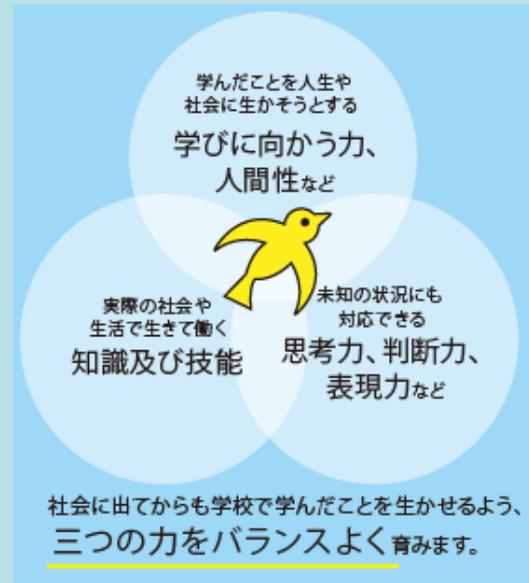


**学習指導要領(平成29年公示)は、  
子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を  
一層確実に育成することを目指しています**

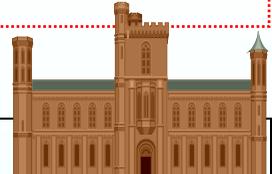
- 「生きる力」の理念を具体化し、子供たちに育成を目指す資質・能力を三つの柱で整理し、バランスよく育むこととしています。
- 社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現をを目指しています。
- 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善、カリキュラム・マネジメントなどを重視します。



**学習指導要領では博物館等の活用について例えば以下のように示しています**

社会	・博物館や資料館などの施設の活用を図ること。(小学校、中学校)
理科	・博物館や科学学習センターなどと連携、協力を図りながら、それらを積極的に活用すること。(小学校、中学校)
図画工作 美術	・地域の美術館などを利用したり、連携を図ったりすること。(小学校・図画工作) ・美術館・博物館等と連携を図ったり、施設や文化財などを積極的に活用したりすること。(中学校・美術)
総合的な 学習の時間	・他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うこと。(小学校、中学校)

**例えば以下のような取組が考えられます**



○ 博物館と連携・協力して学習活動を行う取組(例)

- 【ねらい】 地域の植物を栽培したり、守ろうとしたりする活動やそれを多くの人に伝えようとする活動を通して、地域の自然や文化に関わる人々の努力や工夫などに気づき、自らのふるさとを大切にしようとする態度を育てる。
- 【活動】 地域の植物の栽培や自生地観察を博物館と連携して行い、そこでの経験や地域の自然について調べたことをまとめ、地域の自然環境フォーラムを開催する。

○ 美術館を活用して学習活動を行う取組(例)

- 【ねらい】 美術作品の形や色、動きなどの造形的な特徴を捉え、表現の意図や特徴、表し方について感じたことや思ったことを友人と話し合うなどして、見方や感じ方を深める。
- 【活動】 美術館を訪問し、2つの彫刻作品を鑑賞し、それぞれの作品の造形的なよさや美しさを感じ取ったり、表現の意図や特徴などについて考えたりしたことを造形的な特徴と具体的に関連付けながら話し合う。その後、学芸員の話聞きながら振り返り、見方や感じ方を深め、鑑賞活動の喜びを味わう。

施設が提供する教材や教育プログラムを活用する、  
学芸員や指導員などの専門的な経験や知識を  
生かして授業をするなど、多様な取組が考えられます。



# 学習指導要領等における博物館に関する記載の例

(注)

- ・資料中、「※注」として斜体にした箇所及び下線は、いずれも本資料作成に当たって付したものの。
- ・解説に記載されている指導内容は、あくまで一例を示したものであり、博物館の活用場面を限定するものではなく、学習指導要領本文に記載されている博物館の活用に関する内容は、解説の内容と一対一で対応する関係にあるものではない。

## ■小学校学習指導要領（平成29年告示）及び解説 抜粋

(※破線内は、学習指導要領解説の抜粋)

### 一 総則

#### 1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

各教科等の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

#### 第3 教育課程の実施と学習評価

- (7) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。また、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるに当たっては、学校図書館の活用に加えて、資料調査や本物の芸術に触れる鑑賞の活動等を充実させるため、地域の図書館、博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設を積極的に活用することも重要である。

### 一 社会

#### 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

- (3) 博物館や資料館などの施設の活用を図るとともに、身近な地域及び国土の遺跡や文化財などについての調査活動を取り入れるようにすること。また、内容に関わる専門家や関係者、関係の諸機関との連携を図るようにすること。

## 第3章 各学年の目標及び内容

### 第1節 2 第3学年の内容

聞き取り調査をしたり地図などの資料で調べたりして、年表などにまとめることとは、市の様子の移り変わりについて、博物館や資料館などの関係者や地域の人などへの聞き取

り調査をしたり、関係機関が作成した資料などで調べたりして、年表などにまとめることである。

## 第2節 2 第4学年の内容

見学・調査したり地図などの資料で調べたりして、年表などにまとめることとは、県内の伝統や文化、先人の働きについて、博物館や資料館などを見学したり、昔と現在の市の地図や写真などの資料で調べたりして、年表などにまとめることである。ここでは、博物館や資料館などを見学して必要な情報を集める技能、地図や写真などの資料を結び付けながら情報を読み取る技能、調べたことを時間の経過に沿って年表などに整理する技能などを身に付けるようにすることが大切である。

## 第4節 2 第6学年の内容

遺跡や文化財、地図や年表などの資料で調べ、まとめることとは、歴史学習を通して身に付ける調べ方や、調べたことを表現する学習の仕方を示している。遺跡や文化財については、地域の博物館や資料館等を活用したり、学芸員から話を聞いたりして調べること、地図や年表などの資料については、歴史上の事象について、分布や経路などを表した地図や、出来事の経緯を示した年表、事象や出来事の様子を書き記した資料などで調べられることを示している。

(※注：第二次世界大戦及び戦後の歴史の指導について) 実際の指導に当たっては、例えば、学校図書館や公共図書館、博物館や資料館などを利用したり、地域の高齢者に当時の話を聞いたりする活動を取り入れ、児童が自ら資料を活用したり調査したりする学習が考えられる。

## 第4章 指導計画の作成と内容の取扱い

### 2 内容の取扱いについての配慮事項

近年、国や地方公共団体、企業などによって、博物館やその他の施設の整備が進められている。これらの諸施設を積極的に活用して、社会科の見学や調査活動を行うことは、児童の意欲や学習効果を高める上で極めて重要なことである。社会科の学習に活用できる博物館には、歴史博物館や郷土資料館のほかに、例えば、魚や自動車などに関する博物館、水道、電気、ガス、原子力など資源・エネルギーに関する博物館、農業や漁業、林業、伝統的な工業などの地場産業に関する地域産業振興センターなど、多様なものがある。

地域にあるこれらの施設を積極的に活用することによって、児童の知的好奇心を高め、学習への動機付けや学習の深化を図ることができる。また、諸感覚を通して実物や本物に触れる感動を味わうことができる。学校での積極的な活用を通して、これらの施設を自ら進んで利用できるようになる。そのことは生涯に渡って活用する態度や能力の基礎となるものである。

また、身近な地域や国土には、様々な遺跡や文化財が保存、管理されており、それらを観察したり調査したりする活動の場を、学習のねらいを考慮して、指導計画に位置付けることも考えられる。(略)

指導計画の作成に当たっては、事前に施設、遺跡や文化財などの実情を把握するととも

に、関係の機関や施設などとの連携を綿密にとることが大切である。その際、施設の学芸員や指導員などから話を聞いたり協力して教材研究を行ったりして、指導計画を作成する手掛かりを得ることも一つの工夫である。また、特別活動の遠足・集団宿泊的行事や総合的な学習の時間における伝統や文化に関する学習活動などとの関連を指導計画に示すことも考えられる。

このような学習を通して、博物館や資料館、地域や国土に残されている遺跡や文化財などの役割や活用の仕方について正しく理解させ、それらに関わっている人々の働きやそれらが大切に保存、管理されていることの意味についても気付くようにすることが大切である。

## 一理科

### 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

(6) 博物館や科学学習センターなどと連携，協力を図りながら，それらを積極的に活用すること。

## 第4章 指導計画の作成と内容の取扱い

### 2 内容の取扱いについての配慮事項

理科の学習を効果的に行い、学習内容の深い理解を図るために、それぞれの地域にある博物館や科学学習センター、植物園、動物園、水族館、プラネタリウムなどの施設や設備を活用することが考えられる。これらの施設や設備は、学校では体験することが困難な自然や科学に関する豊富な情報を提供してくれる貴重な存在である。これらの施設や設備の活用には、適切に指導計画に位置付けるとともに、実地踏査や学芸員などとの事前の打合せなどを行い、育成を目指す資質・能力を共有し、指導の充実を図ることが大切である。また、最近では学校教育に対して積極的に支援を行っている大学や研究機関、企業などもあり、これらと連携、協力することにより、学習活動を更に充実させていくことが考えられる。

## 第3章 各学年の目標及び内容

### 第4節 第6学年の目標及び内容

#### (4) 土地のつくりと変化

ここでの指導に当たっては、児童が土地のつくりや変化について実際に地層を観察する機会をもつようにするとともに、映像、模型、標本などの資料を活用し、土地を構成物といった部分で見たり、地層のつくりや広がりといった全体で見たりすることで、理解を深めるようにする。また、遠足や移動教室などあらゆる機会を生かすとともに、博物館や資料館などの社会教育施設を活用することが考えられる。

## 一図画工作

### 第2 各学年の目標及び内容

(第3学年及び第4学年)

## 2 内容 B 鑑賞

- (1) 鑑賞の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
- ア 身近にある作品などを鑑賞する活動を通して、自分たちの作品や身近な美術作品、製作の過程などの造形的なよさや面白さ、表したいこと、いろいろな表し方などについて、感じ取ったり考えたりし、自分の見方や感じ方を広げること。

(第5学年及び第6学年)

## 2 内容 B 鑑賞

- (1) 鑑賞の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
- ア 親しみのある作品などを鑑賞する活動を通して、自分たちの作品、我が国や諸外国の親しみのある美術作品、生活の中の造形などの造形的なよさや美しさ、表現の意図や特徴、表し方の変化などについて、感じ取ったり考えたりし、自分の見方や感じ方を深めること。

### 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。
- (8) 各学年の「B鑑賞」の指導に当たっては、児童や学校の実態に応じて、地域の美術館などを利用したり、連携を図ったりすること。

### 第3章 各学年の目標及び内容

#### 第3学年及び第4学年の目標と内容

- ア 身近にある作品などを鑑賞する活動を通して、自分たちの作品や身近な美術作品、製作の過程などの造形的なよさや面白さ、表したいこと、いろいろな表し方などについて、感じ取ったり考えたりし、自分の見方や感じ方を広げること。

身近な美術作品とは、表現に関連がある作品や日用品、伝統的な工芸品や玩具、地域の美術館の作品など、生活の中で児童が身近に感じられるものである。

#### 第5学年及び第6学年の目標と内容

さらに、美術館を利用したり連携を図ったりする際や、親しみのある作家や中学生以上の作品などを活用したりする際は、作品や美術館などの活用だけを目的とするのではなく、鑑賞を通して児童の見方や感じ方、考え方などが深まるようにすることが重要である。

### 第4章 指導計画の作成と内容の取扱い

#### 2 内容の取扱いと指導上の配慮事項

地域の美術館などとは、美術館や博物館など、親しみのある美術作品や生活の中の造形などを展示している地域の施設や場所のことを示している。利用においては、鑑賞を通して「思考力、判断力、表現力等」を育成する目的で行うようにするとともに、児童一人

一人が能動的な鑑賞ができるように配慮する必要がある。しかしながら、美術館などは、作品の保存や収集、展示、研究、教育普及など、様々な目的をもっている。それぞれの施設に応じて特性が異なるので、これらに配慮した上で、施設が提供する教材や教育プログラムを活用する、学芸員などの専門的な経験や知識を生かして授業をするなど、多様な取組が考えられる。

## 一総合的な学習の時間

### 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

- (7) 学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うこと。

## 第4章 指導計画の作成と内容の取扱い

### 2 内容の取扱いについての配慮事項（※注：上記指導要領の抜粋箇所について）

地域には、豊かな体験活動や知識を提供する公民館、図書館や博物館などの社会教育施設等や、その地域の自然や社会に関する詳細な情報を有している企業や事業所、社会教育関係団体や非営利団体等の各種団体がある。また、遺跡や神社・仏閣などの文化財、伝統的な行事や産業なども地域の特色をつくっている。この時間が豊かな学習活動として展開されるためには、学習の必然性に配慮しつつ、こういった施設等の利用を促進し、地域に特有な知識や情報と適切に出会わせる工夫が求められる。

その際、見学などで施設を訪れることだけでなく、施設の担当者に学校に来てもらうことも方法の一つである。実際に来られないときには、手紙や電話、メールやテレビ会議システムなどを使って、情報を提供してもらったり、児童の質問に答えてもらったりすることも有効である。

その一方で、社会教育施設等は無計画に訪れるなどして、先方の業務に支障を来すことなどのないよう配慮しなければならない。積極的に活用することと、無計画に利用することは異なる。また、外部人材の活用の際に、講話内容を任せきりにしてしまうことによって、自分で学び取る余地が残らないほど詳細に教えてもらったり、内容が高度で児童に理解できなかつたりする場合もある。また、特定のものの見方や個人の考え方だけが強調されることも考えられる。学習のねらいについて、事前に十分な打合せをしておくことが必要であり、外部人材に依存し過ぎることのないようにすべきである。

## ■中学校学習指導要領（平成 29 年告示）抜粋

（※破線内は、対応する教科の学習指導要領解説の抜粋）

### 一総則

#### 1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

各教科等の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

#### 第3 教育課程の実施と学習評価

- (7) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。また、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるに当たっては、学校図書館の活用に加えて、資料調査や本物の芸術に触れる鑑賞の活動等を充実させるため、地域の図書館、博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設を積極的に活用することも重要である。

### 一社会

#### 第2 各分野の目標及び内容

（歴史的分野）

#### 3 内容の取扱い

- イ (2) (※注：身近な地域の歴史) については、内容のB (※注：近世までの日本とアジア) 以下の学習と関わらせて計画的に実施し、地域の特性に応じた時代を取り上げるようにするとともに、人々の生活や生活に根ざした伝統や文化に着目した取扱いを工夫すること。その際、博物館、郷土資料館などの地域の施設の活用や地域の人々の協力も考慮すること。

- ク 日本人の生活や生活に根ざした文化については、政治の動き、社会の動き、各地域の地理的条件、身近な地域の歴史とも関連付けて指導したり、民俗学や考古学などの成果の活用や博物館、郷土資料館などの施設を見学・調査したりするなど具体的に学ぶことを通して理解させるように工夫すること。

#### 第2章 社会科の目標及び内容

##### 第2節 各分野の目標及び内容

#### 2 歴史的分野の目標、内容及び内容の取扱い

##### (2) 内容 A 歴史との対話

ア(ア)の自らが生活する地域や受け継がれてきた伝統や文化への関心をもって、具体的

な事柄との関わりの中で、地域の歴史について調べたり、収集した情報を年表などにまとめたりするなどの技能を身に付けるは、それぞれの地域に受け継がれてきた伝統や文化への関心を高めながら、地域の歴史を調べるための技能を身に付けることを意味している。

例えば、地域に残る文化財や、地域の発展に尽くした人物の業績とそれに関わる出来事を取り上げ、地図を用いて空間的な認識を養いながら、「博物館、郷土資料館などの地域の施設の活用や地域の人々の協力も考慮」（内容の取扱い）して、身近な地域における具体的な歴史に関わる事象からその時代の様子を考察できるようにする学習などが考えられる。（略）

## B 近世までの日本とアジア

日本列島における農耕の広まりと生活の変化や当時の人々の信仰については、（略）また、「考古学などの成果」（内容の取扱い）については、それらを報じた新聞記事や地域の遺跡、博物館の活用を図るような学習も考えられる。

### （3）内容の取扱い

学習に当たっては、各時代の政治、社会などの動向とどのように関連しているのかを明らかにしながら、日本人の生活や生活に根ざした文化について、内容の A の（2）の「身近な地域の歴史」などにおいて、より具体的に学ぶことが大切である。その際、民俗学や考古学、文化人類学その他の学問や地域史の研究などの成果を生かし、博物館や郷土資料館などに収蔵されている文化財を見学・調査することなどを通して、衣食住、年中行事、労働、信仰などに関わる学習を充実させることが望まれる。

## 一理科

### 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

- (9) 博物館や科学学習センターなどと積極的に連携、協力を図るようにすること。

### 第3章 指導計画の作成と内容の取扱い

#### 2 内容の取扱いについての配慮事項

##### (9) 博物館や科学学習センターなどとの連携

生徒の実感を伴った理解を図るために、それぞれの地域にある博物館や科学学習センター、プラネタリウム、植物園、動物園、水族館などの施設を活用することが考えられる。これらの施設は、科学技術の発展や地域の自然に関する豊富な情報源であり、実物に触れたり、専門的な説明を受けたりすることも可能である。これらの活用を指導計画に位置付けることは生徒が学習活動を進める上で効果的である。

これらの施設の利用の仕方には、生徒を引率して見学や体験をさせることの他に、標本や資料を借り受けたり、専門家や指導者を学校に招いたりすることなどが考えられる。学校と施設とが十分に連絡を取り合い、無理のない計画を立てることが大切である。その際、ねらいを明確にして実施計画を立て、事前、事後の指導を十分に行い、安全に留意す

る。なお、理科の学習と関連する内容が、総合的な学習の時間や校外学習などで扱われている際には、その関連を踏まえて指導することが重要である。

また、受講者を募って公開講座や実習などを実施している大学や研究機関、高等学校、企業などもあり、これらと連携、協力しながら学習活動を更に充実していくことも考えられる。

## 第2章 理科の目標及び内容

### [第1分野]

#### (7) 科学技術と人間

##### ㊦ 自然環境の保全と科学技術の利用について

第1分野及び第2分野の学習を踏まえ、科学技術の利用と自然環境の保全に関わる事柄を取り上げ、例えば、次のようなテーマを生徒に選択させることが考えられる。

- ・ 再生可能エネルギーの利用と環境への影響
- ・ エネルギー資源や様々な物質の利用とその課題
- ・ 水資源の利用と環境への影響
- ・ 生物資源の利用と自然環境の保全

このようなテーマで課題を設定させ、調査等に基づいて、自らの考えをレポートなどにまとめさせたり、発表や討論をさせたりする。調査の際には、課題を解決するための情報を収集するために、図書館、博物館などの社会教育施設や、情報通信ネットワークなどを活用することが考えられる。

### [第2分野]

#### (2) 大地の成り立ちと変化

##### ㊦ 身近な地形や地層、岩石の観察について

……各学校の実態に応じて身近な地形や地層、岩石などを観察する。例えば、地域の地形や露頭の観察を行ったり、ボーリングコアや博物館の標本などを活用したりするなどして、地層の構成物の違いなどに気付かせ、地層の広がりなどについての問題を見だし、学校内外の土地の成り立ちや広がり、構成物などについて理解させる。

##### ㊦ 自然の恵みと火山災害・地震災害について

自然の恵み及び火山災害と地震災害を調べる場合は、例えば、大学などの防災研究機関、気象庁や地方の气象台などから情報を入手することが考えられる。さらに、図書館、博物館、科学館、ジオパークなどを利用したり、空中写真や衛星画像、情報通信ネットワークを通して得られる多様な情報を活用したりすることが考えられる。

#### (7) 自然と人間

##### ㊦ 自然環境の調査と環境保全について

なお、調査は、野外での活動が望ましいが、時期や季節が限られる事例や、直接観察しにくい事例もある。そのため、年間指導計画の中に位置付けて、計画的に標本を集めたり写真を撮ったりするなど工夫をすることや、飛行機や人工衛星からのデータ、博物館の資料や標本などを活用することも考えられる。

## ㊦ 地域の自然災害について

地域の自然災害を調べる際には、図書館、博物館、科学館、ジオパークなどを利用したり、空中写真や衛星画像、情報通信ネットワークを通して得られる多様な情報を活用したりして、時間的・空間的な見方から捉えさせ、自然災害と人間との関わり方についての認識を深めさせることが考えられる。

## 一美術

### 第1 目標

表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の美術や美術文化と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

### 第2 各学年の目標及び内容

(第2学年及び第3学年)

#### 2 内容 B 鑑賞

(1) 鑑賞の活動を通して、次のとおり鑑賞に関する資質・能力を育成する。

イ 生活や社会の中の美術の働きや美術文化についての見方や感じ方を深める活動を通して、鑑賞に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(イ) 日本の美術作品や受け継がれてきた表現の特質などから、伝統や文化のよさや美しさを感じ取り愛情を深めるとともに、諸外国の美術や文化との相違点や共通点に気付き、美術を通じた国際理解や美術文化の継承と創造について考えるなどして、見方や感じ方を深めること。

#### 3 内容の取扱い

(3) 「B鑑賞」のイの(イ)の指導に当たっては、日本の美術の概括的な変遷などを捉えることを通して、各時代における作品の特質、人々の感じ方や考え方、願いなどを感じ取ることができるよう配慮すること。

### 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

(6) 各学年の「B鑑賞」の題材については、国内外の児童生徒の作品，我が国を含むアジアの文化遺産についても取り上げるとともに、美術館や博物館等と連携を図ったり、それらの施設や文化財などを積極的に活用したりするようにすること。

## 第2章 美術科の目標及び内容

### ○「生活や社会の中の美術や美術文化と豊かに関わる資質・能力」について

生活や社会の中での美術や美術文化への関わり方には様々なことが考えられる。例え

ば、美術に専門的に関わる人もいれば、余暇に絵や陶芸を制作したり美術館で鑑賞に親しんだり、美術の文化遺産を見るために寺社や博物館などを訪れたりする人もいる。また、生活の中で美しく分かりやすいウェブページやチラシのデザインを考えたり、ものを選んだり飾ったりするときに形や色彩に思い入れをもったりする人もいる。日常の中にある建物や街並みなどの人工的な造形に心を動かしたり、紅葉や夕日などの自然の造形を見て美しさを感じ取り味わったり、写真に残したりする人もいる。

### 第3章 各学年の目標及び内容

#### 日本の美術作品などに関する鑑賞の指導

日本の美術の概括的な変遷などを捉えることとは、日本の美術の時代的な大まかな流れについて捉えることを示している。ここでは、日本の美術の伝統や文化のよさや美しさを感じ取ることができるよう、各時代の作品などを鑑賞し、相違点や共通点を把握しながら日本の美術の時代的な流れを大まかに捉えていき、各時代における作品の特質、人々の感じ方や考え方、願いなどを感じ取ることができるよう配慮することが大切である。その際、単に美術の通史や知識として暗記させる学習になることのないよう、作品の鑑賞を基にして、時代の変遷や時代背景、美術作品等の特質という視点から鑑賞の学習を進めていく必要がある。また、調べる活動を行うに当たっては、美術館や図書館などを効果的に活用するとともに発表の機会を設け、計画的に実施する必要がある。

### 第4章 指導計画の作成と内容の取扱い

#### 2 内容の取扱いと指導上の配慮事項

生徒が我が国を含む諸外国の児童生徒の作品、アジアの文化遺産などを鑑賞し、人間の成長発達と表現の変容、国などの違いによる表現の相違などについて理解を広げることは重要である。授業では、我が国及び諸外国の多様な年齢層の人の作品を比較して鑑賞したり、我が国の文化遺産などとの関連の深いアジアの文化遺産についても取り上げたりすることなどが考えられる。また、美術作品等の保存や修復の重要性、国際協力の側面なども併せて学ばせるようにする。

地域によって美術館や博物館等の施設や美術的な文化財の状況は異なるが、学校や地域の実態に応じて、実物の美術作品を直接鑑賞する機会が得られるようにしたり、作家や学芸員と連携したりして、可能な限り多様な鑑賞体験の場を設定するようにする。連携については、生徒の鑑賞の活動をより豊かに展開していく観点から学校と美術館等が活動のねらいをお互いに共有しながら推進することが大切である。その上で、それぞれの美術館や関係機関等において行われている研修会などとの連携や、美術館等と教育委員会、教師が共同で鑑賞プログラムや鑑賞教材を開発するなど、学校や地域の実態に応じた連携などが考えられる。

また、この学習の計画に当たっては、総合的な学習の時間や学校行事、地域に関係する行事などとの関連を図るなどの工夫も考えられる。

## 一総合的な学習の時間

### 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

- (7) 学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うこと。

#### 第4章 指導計画の作成と内容の取扱い

##### 2 内容の取扱いについての配慮事項（※注：上記指導要領の抜粋箇所について）

地域には、豊かな体験活動や知識を提供する公民館、図書館や博物館などの社会教育施設等や、その地域の自然や社会に関する詳細な情報を有している企業や事業所、社会教育関係団体や非営利団体等の各種団体がある。また、遺跡や神社・仏閣などの文化財、伝統的な行事や産業なども地域の特色をつくっている。この時間が豊かな学習活動として展開されるためには、学習の必然性に配慮しつつ、こういった施設等の利用を促進し、地域に特有な知識や情報と適切に出会わせる工夫が求められる。

その際、見学などで施設を訪れることだけでなく、施設の担当者に学校に来てもらうことも方法の一つである。実際に来られないときには、手紙や電話、メールやテレビ会議システムなどを使って、情報を提供してもらったり、児童の質問に答えてもらったりすることも有効である。

その一方で、社会教育施設等は無計画に訪れるなどして、先方の業務に支障を来すことなどのないように配慮しなければならない。積極的に活用することと、無計画に利用することは異なる。また、外部人材の活用の際に、講話内容を任せきりにしてしまうことによって、自分で学び取る余地が残らないほど詳細に教えてもらったり、内容が高度で児童に理解できなかつたりする場合もある。また、特定のものの見方や個人の考え方だけが強調されることも考えられる。学習のねらいについて、事前に十分な打合せをしておくことが必要であり、外部人材に依存し過ぎることのないようにすべきである。。